

未定稿

内閣官房・内閣府本府等事業レビュー「公開プロセス」
独立行政法人国立公文書館運営費交付金に必要な経費
(担当部局：大臣官房公文書管理課)

日 時：平成 25 年 6 月 10 日 (月)
場 所：内閣府本府庁舎第 3 特別会議室
(東京都千代田区永田町 1-6-1)

大臣官房長 それでは、引き続きで恐縮でございますが、次の議題に入らせていただきます。

最後の議題となります「独立行政法人国立公文書館運営費交付金に必要な経費」につきまして、担当部局から御説明をお願いします。

説明者 公文書管理課でございます。行政事業レビューのシートと、添付資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、シートの事業目的でございますけれども、「事業の目的」については独立行政法人国立公文書館は歴史資料として重要な公文書その他の文書を保存し、一般の利用に供するという事業を行うことによりまして、歴史公文書等の適切な保存利用を図るということを目的としております。

「事業概要」でございますけれども、補足資料の1ページをご覧くださいただければと思っておりますけれども、国立公文書館の中にございますように、特定歴史公文書等の保存・利用のほか、情報収集・整理・提供、専門的技術的助言ということを行っているところでございます。

補足資料の2ページ目をご覧くださいただければと思っております。「公文書管理法の概要」というものをお付けしております。この目的の のところにございますように、公文書館法は政府の活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うするということが掲げられておりまして、こういったことからポイントの3つ目の丸に歴史的公文書等の保存、利用ということで記載しておりますけれども、特定歴史公文書は原則永久保存するということと、3つ目の丸ですが、国民の皆さんからは情報公開法類似の利用請求が可能であるというふうになってございます。

国立公文書館については独立行政法人ということで、独法通則法に基づきまして主務大臣が中期目標を作成し、法人は中期目標に基づき中期計画、または年度計画というものを作成してございます。今期は、22年度～26年度が対象になっているというところでございます。

補足資料の3ページ目をご覧くださいただければと思っております。独法の評価制度ということで、独法につきましては業務の実績について独法評価委員会の評価を受けるということになってございます。法人は業務実績を毎年6月末までに内閣府の独法評価委員会に提出し、評価を受けなければならないとなっております。24年度の業務実績については現在法人で作成しているところでございます。

補足資料の4ページ目をご覧くださいただければと思っておりますけれども、独法の運営費交付金についてでございます。これは、独法に対して政府から業務運営の財源に充てるために必要な金額が交付されるものでございまして、中期計画は法人がつくるものですが、中期計画に算定ルールを含めた計画期間中の予算を定めまして、そのルールにのっとり年度計画に当該年度の予算を計上するという仕組みになってございます。

レビューシートの予算額、執行額のところにございますように、例年20億円程度で推移

してきておりまして、近年は若干減少しているという状況でございます。

補足資料の5ページ目をご覧ください。 「特定歴史公文書等の保存及び利用について」ということで、運営費交付金につきましては独法の業務運営に使うということでございますので、主要業務である保存と利用ということを書かせていただいております。

「保存」ですけれども、歴史公文書等につきましては行政機関等から移管を受けた後で、害虫防止とか目録の作成などを行った上で温湿度管理を行った専用書庫で適切に保存しているということでございます。

なお、平成23年度末では所蔵件数約130万件ということ非常に多く所蔵しているということでございます。

また、「利用」北の丸の本館とつくばに分館というものがございまして、そこで閲覧室を設置しているということでございます。約2万5,000件の閲覧による利用がされているということでございます。

また、展示スペースを設けまして展示会を実施して常設展と、あとは春と秋の特別展を含めると、年間1万6,000人程度の方々にご覧いただいているということでございます。

6ページ目をご覧ください。 「デジタルアーカイブについて」ということで添付しておりますけれども、利用者の利便性の向上ということで、資料をデジタル化しましてインターネット上で閲覧できるようにしてございます。約1,000万画像が今、閲覧可能ということになっておりまして、年間26万件程度がアクセスをされているということでございます。

1枚おめくりいただきまして、「諸外国の国立公文書館の比較」ということで1枚つけてございます。諸外国の国立公文書館と比較しますと、アメリカでは約2,500人以上となっており、または韓国でも300人以上ということで、それに比べますと我が国は定員47人ということで簡素で効率的に業務を行っているといえようかと思っております。

シートの本体のほうにお戻りいただきまして、最後に横表でございますけれども、「成果目標」「活動実績」というものをつけさせていただいております。「成果目標」「成果実績」等につきましては、まず保存については歴史公文書等の移管を受けてから1年以内に利用に供するということを目標にしております。また、利用につきましては利用者の利便性の向上ということで、マイクロフィルム等からデジタル化するコマ数等を掲げておりまして、成果実績はおおむね100%となっております。

事業シートの2ページ目にお戻りいただければと思います。「点検結果」でございますけれども、こういったことをやることによりまして業務を適切かつ効率的に行うということと、あとは業務フロー、あるいは事務処理手順というものを洗い出しまして、外部委託の活用等による効率化、合理化の視点を入れまして、徹底的な見直しを行っているところでございます。

また、一般競争入札等の入札参加条件の緩和でありますとか、公告期間の十分な確保等

によりまして、競争性を確保するための取り組みを進めているというところでございます。
以上でございます。

大臣官房長 ありがとうございます。

それでは、主な論点について会計課長から説明いたします。

会計課長 国立公文書館の主な論点でございます。

まず1点目は、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用が着実に実施されているか。これに関連して、事前勉強会では国立公文書館のミッションをどう考えたらいいのかといった議論もございました。

それから、資料にもつけてありますけれども、諸外国の公文書館と比較した場合の国立公文書館における特定歴史公文書等の保存及び利用の体制はどのようになっているのか。

こういったところが主な論点になろうかと思えます。以上です。

大臣官房長 それでは、議論に入らせていただきます。御意見、御質問等をお願いいたします。

では、南島先生どうぞ。

南島先生 この場合は運営費交付金の話ですので、独立行政法人の評価の話も御紹介いただいたと思うのですが、公文書管理課の事業として見た場合の評価というのはどういうふうに表現されるのでしょうか。あるいは、表現される予定なのでしょうか。

説明者 内閣府につきましては、公文書管理に関する基本的な政策の企画立案推進に関する事務を行っているということでございます。それに対しまして、公文書館につきましてはその実施事務ということで行っているということでございます。

それで、公文書管理課としましては、公文書管理法に関する事務ということでその施行事務を行っているところでございますとともに、先ほど申しましたような中期目標を定めるというのが主務大臣の業務としてございますので、中期目標をつくる中で公文書館の業務を見ていくということになろうかと思っています。

南島先生 ありがとうございます。

恐らくは中期目標期間終了時の評価が、この場合は運営費交付金に必要な経費の公文書管理課としての政策のレビューということになるかと思うのですが、そのレビューの視点とか、あるいはレビューする際の基軸となる考え方とか、そういうものはございませんでしょうか。

何を言っているかといいますと、公文書館と公文書管理課の所管している政策、この見方はそれぞれの立場で違うと思うのです。公文書管理課としてのほうのお話をお伺いしたい。内閣府の政策、総合調整機能まで持っているその政策としての観点からの御説明をお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

説明者 国立公文書館は歴史的公文書を保存し、一般の利用に供するという業務を負っていますので、それがしっかりと行われているかどうかというのが基本的な視点になろうかと思えます。

例えば、国民に対しましてサービスの提供がちゃんと業務の公立性を勘案した上で行われているかどうかとか、そういったものを中期目標に掲げておりますので、そういったことに対してしっかりやられているかどうかを見ていくことになると思います。

また、中期目標に基づいて官のほうで中期計画、年度計画をつくりますので、そこもちゃんと見ながらしっかりやられているかどうかを具体的に見ていくということになるかと思えます。

南島先生 ありがとうございます。

あとはコメントにいたしますけれども、まず公文書館の責任というものは、与えられたミッションに対して公文書の保存と利用とを推進していく。これはこれで、私はいいと思うんです。

問題は、公文書管理課側が持つ総合調整も含めた政策、ここの部分は立場が違いますので同じであるわけではないと思うんですけれども、かなりの部分、近しいということでお話をされて、それが最近、恐らく公文書管理法をつくられたということもあって極めて近しいということになっていると思うんですけれども、中長期的な目を見た場合には公文書管理課が果たすべき政策の責任、役割は出てくると思っております。

そういう観点からいいますと、内閣府側の責任は実施の責任ではありませんで企画立案の責任ですので、その責任のところをどのように見ていくのか、表現するのか、その成果の表現はどのようにやっていくのか。独立行政法人評価とはそこは違うのではないかと思っております。整理をしていただいた方がいいのかなと考えております。

それは、前回の勉強会でも議論になりました、公文書管理に際して内閣文庫を公文書館が所管するのか。そうではなくて、公文書管理課が指定したものを公文書館が管理していくというふうな形にするのか。人数も少ないということですので、効率的な政策実施ということではその論点になってくるのではないかとということを含めて、念頭に置きながらのお話、コメントということでございます。お返事は結構です。

大臣官房長 上村先生、どうぞ。

上村先生 レビューシートのアウトプットのところがアウトカムと同じになっておりまして、レビューシートの最後のほうにアウトカムということで一般の利用に供するための適切な措置、あとはデジタルアーカイブの推進とか、データベースの構築となっているわけですが、通常、これは行政側のアウトプットではないかと思うんです。

ですので、アウトカムはこれによってどれだけ、例えばこの事業の目的が一般の利用に供すること等の事業を行うとなっていますので、基本的にはやはり来場者数とか閲覧数、あとはウェブサイトのページのアクセス数とか、そういうところが大事になってくるかと思えます。

そういうことを実は事前勉強会でお話をしたら、きょうの資料では利用実績という資料が財務諸表の前のページに載ってきました。今これを見ているんですけれども、22年度から24年度までの数字があるんですが、3年間しかありませんのでどういう推移になってい

るかというのがあまりよくわからず、上がってまた下がっているんですけども、これが下がった理由とか、そういうものはわかるのでしょうか。

つまり、閲覧者数が一回上がって24年にまた下がっていますし、デジタルアーカイブアクセス件数も上がってまた下がっているんですけども、これはどういう理由ですか。

説明者 完全にこれだということではないんですけども、私どものほうである程度分析していますところは、1つは平成23年度で閲覧者数がふえて、平成24年度で落ちているということがございます。

それで、基本的には閲覧の人というのは閲覧を目的に来るわけですけども、そのほかに毎年、春、秋に特別展示というのをやっております、また合わせて企画展というのをやっております。先ほどお話のありましたように、その展示会の関係で1万6,000人ほど人が参ります。その方々が展示会と合わせてその閲覧をというような形の方も多いですけれども、24年度につきましては本館のほうで耐震改修工事をやっております、その特別展示の春、秋、あとは常設展も展示をしております。もちろんそれが全てではないんですけども、1つはそういう影響もあるのかなという分析はしております。

それから、下のアクセス件数のほうでございます。これについては、1つは23年度は3月に一度、1か月弱、バナー広告を打ちました。その関係で、ちょっと数値がふえている部分はあるのかなということは感じております。以上でございます。

上村先生 この利用実績がある程度アウトカムになって、つまり政策的な目標になるべきなんじゃないかと私は思うんですけども、ここを上げるような形で業務をなされるということが本来の姿かと思っております。いかがですか。

説明者 確かに、仰るようなところは公文書側としてもあると思います。

ただ、1つ御説明させていただきたいのは、利用に供するためにいろいろ検討して便宜を図っております、これは今もやっておりますけれども、閲覧に来た人に対しては写しの交付等をやっておりますのを、今度はデジカメでもできるようにしたというようなことがございます。これは利用の促進です。

それから、もう一つはできるだけデジタルアーカイブということをやったり利用の促進でやっております、アーカイブ化して電子化してインターネットで見られるようにする。これはかなり力を入れてどんどん増やしているんですけども、デジタル化することによって従来ここへ来ないと見られなかった資料もインターネットで見られるようになるということで、その辺はちょっと相反するものが出てくるものもあるかとは思いますが。

ただ、基本的にはうちは利用に供するというのが業務でございますので、そのためにはより多くの人に来ていただくというのが一つの指針になるかとは思いますが。

上村先生 写しをする場合は手数料をいただくんですけども、デジタルカメラでは手数料はいただかないということによろしいのですか。

説明者 そのとおりでございます。

上村先生 でも、デジタルカメラで撮った場合でもある程度業務が発生しているので、

手数料をいただいて事業費に加えるという検討はあってもいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

説明者 他の、例えば展示会の目録などについても有料にしたほうがいいのではないかという議論はあります。そこについては一回、過去に有識者の方にその辺の議論をしてもらった経緯もございます。それで、基本的には公文書館法の本質といいますが、国民の公文書を見る権利というんでしょうか、それが基本的にうたわれておりますので、その辺との関係で、どこで料金を取ってどこで料金を取らないでやるのがいいのかというのは慎重に検討していくべきものだと思います。

石堂先生 このレビューシートの「事業の目的」のところの言葉尻を捉えるみたいで申しわけないんですけども、「知的資源である歴史資料として重要な公文書その他の文書」と書いてあって、その後ろに括弧書きで「(歴史公文書等)」という表示になっているんですね。

この歴史資料として重要な公文書というのは、きょうのカラーの資料の最後のほうについております信長の文書とか、吾妻鏡とか、こういうものが歴史資料として重要な公文書というふうに表現されているという理解でいいんですか。

ちょっと迷うのは、「歴史資料として重要な公文書」で意味が切れて、「その他の文書」を説明するのが括弧書きかなと最初に読んでしまって変だな、両方とも歴史公文書になってしまうなと思ったんです。それで、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」といったときに、前者は何を指し、その他の文書というのは何を指していることになるのかということなんです。

説明者 公文書管理法におきまして歴史公文書等の経緯が書かれておまして、歴史公文書等については歴史資料として重要な公文書その他の文章を言うとなっております。この歴史公文書等につきましては、いわゆる行政機関が持てる行政文書、あるいは独立行政法人が持てる法人文書、これが保存期間を満了したもので特定歴史公文書等に当たれば公文書館に移管されてくるというものでございます。

また、行政文書、法人文書だけでなく、個人とか法人の皆さんから寄贈・寄託を受けている文書もこの歴史公文書等に当たるということで、その他の文書ということであんなものが含まれているということでございます。

石堂先生 行政文書なり、独法でもって期限の切れた文書というのは、それはストレートに歴史資料として貴重な公文書だというふうにまず捉えてしまうんですか。

説明者 行政文書、法人文書の中で、歴史資料として重要な公文書というのが特定歴史公文書等になるということでございます。

石堂先生 そうすると、どんどん新たに入ってくるものの中に歴史的に重要なものと、そうでないものがあるという区分だ。

要するに、ちょっと長々と申し上げましたけれども、実際に保管あるいはその利用に供している文書にどうもやはり2種類あるんじゃないかという気がいたしまして、そこが今

のところは保管も、あるいは閲覧に供するときの扱いも全部一緒になっているというのを私は非常に疑問に思うんですけれども、実際には本当に古い時代の公文書なりと、いわゆる行政文書、法人文書と言われるものについては一般の利用の形、その利用目的といえますか、来館者が何を求めてくるか。また、求めてきたものに対する利用の仕方というものが本当は違うんじゃないかという気がするんですけれども、その辺の分析は何か行われているものでしょうか。

説明者 確かに先生がおっしゃるように、歴史公文書等についてはまさに行政文書そのものというものと、あとは古文書というんでしょうか、そういったものもあるかと思えますけれども、公文書管理法上の仕組みを申せば、国が保有しているもので特定歴史公文書等については原則永久保存するというものと、その持っているものについては国民の皆様から要請があればちゃんと閲覧できるようにする。利用に供するという責務を負っていますので、それを全うする必要があるという考えになってございます。

石堂先生 わかりました。前回、事前の勉強会の際にも感じたんですけれども、要するに最後は法律上のミッションであるというところに帰着するような気がするんです。

それで、法律上、書かれているミッションを果たしていくというのは非常に大事だと思うんですけれども、公文書館自体がこういう行政公開プロセスというのも全部国の財政が苦しいからやっているという側面はあるわけで、今後公文書館が交付金をいただきながらやっていく上で、ちょっと言葉は悪いかもしれないけれども、どう生き残っていくのかということが私は必要になってくると思うんです。

そのときに、法律上に書かれているミッションがこうだからということはそこに置いて、やはり公文書館自体として今後自分たちはどういうふうにやっていくのかを考えることは別に法律違反でも何でもないと思うんです。

それで、我々部外の間が、先ほどもちょっと有料化の話が出ましたけれども、私は本当の古文書みたいなものは閲覧料を取って見せてもいいんじゃないかと思いますが、そういうことについて検討したらといったときに、少なくとも変えるというのであればまず法律を変えてくださいというスタンスはとるべきではないんじゃないかと思っていて、法律上のミッションはミッションとして、今後公文書館としてどうしていこうとするのかということをやはり考えていただく必要があるんじゃないかと思います。これは、コメントです。

それから、きょう財務諸表を出していただいたんですけれども、損益計算書の中で事業収益が2,200万上がっていますけれども、これは何による収益を指しているんですか。

説明者 事業収益の2,300万は、閲覧に伴うのは写しの交付等による事業収益でございます。

石堂先生 コピー代ということですね。

説明者 一般的に、そういうことでございます。

石堂先生 それから、臨時の損失というところで固定資産の除却損が2,100万上がって

て、この結果、当期純損失に陥っているという形になってはいますが、この2,100万の中身は何だったんですか。

説明者 中身としましては、つくば分館の固定資産、現物出資していただいたものでございますが、それを除却したものでございます。

石堂先生 わかりました。

大臣官房長 上山先生、どうぞ。

上山先生 事業目的が重要なので、効率的な運営というところがポイントになるかと思うのですが、これはそもそものお話なのですが、竹橋に置いておく必要はあるのでしょうか。もしくは、竹橋に仮に置いておくとしてもかなり余ったスペースがあるように見受けられたのですが、もう少し縮小した形で、存置が必要な利用があるのであればもう少し縮小した形で置いておくというようなことは全然考えられないのでしょうか。

大臣官房長 回答をお願いします。

説明者 竹橋に今、本館があるんですけれども、あれは北の丸公園の中ということで環境省が所管しているところを間借りしているという形で現在でございます。

それで、もともと東京にあるほうがいいだろうということは、基本的に国民の方が利用するに際してやはり東京にあるのが一番利便性はいいだろうということはございます。

ただ、現在の北の丸の公文書館につきましても耐用年数は大分経っておりますので、何十年か先にはどうするか。あそこに再び建物を建てるという選択肢もあるかとは思いますが、それも含めてどういう形をとるかというのは今後検討していかなければいけない課題だと思っております。

上山先生 土地、建て、両方とも環境省のほうのものですか。

説明者 土地は国立公園ということで環境省の持ち物でございますが、建物はもともと独法になる前は内閣府の持ち物でございますが、それは現物出資をしていただいたというものでございます。

上山先生 細かな話でごめんなさい。借地料とかは払っているんですか。

説明者 無償でございます。

上山先生 ただ、それにしても恐らくもうちょっとスペースを狭くするとか、別に移せば土地の有効利用という意味でいくと、国全体としてはいいのかなという気がするのですが、それは十分に考えていただければと思います。

あとは、先ほど来出ていますが、利用料の徴収は慎重に検討しなければいけないという話は、それはそれでそうなんだろうけれども、今は慎重に検討されていらっしゃるんですか。あるいは、される予定は。

説明者 内部においては、その辺も検討はしてございます。

ただ、正式な形で、例えば有識者の方による会議形式とか、そういうレベルで検討しているかということ、それは今のところはしておりません。

上山先生 それで、今後はどうされようと考えておられますか。前回検討されたときは、

結局慎重に検討するピリオドで終わっちゃったんですが、どちらの方向に進めるとか、そういうような話まではいかなかったんですか。

説明者 前は、平成20年に公文書館における展示のあり方に関するアドバイザー会議という名称で有識者の方に御議論をいただいております。

そのときの結論としては、1つは例えば特別展とかで目録、パンフレットをつくりますので、それについては有料化して配布すべきではないかというような論点で議論をしていただきまして、そのときは国民の知的資源である特定歴史公文書等を積極的に一般の利用に供することを定めた公文書管理法の趣旨に照らして有料化することは、適切ではないでしょうというような結論をいただいております。

上山先生 もうそれで終わっちゃったという話ですか。

説明者 一応終わったというか、そのときは終わったということでございます。

小林先生 やはりこの国立公文書館のミッションとしては保存と利用ということで、保存が前提として非常に重要だということだと思っておりますけれども、保存をどういうふうに効果的かつ効率的にやっていくかという話もありますが、利用のほうで先ほど閲覧というものと、それからデジタルの資料というものを見る。それが22万くらいあるということだったんですね。

それで、デジタル化したものでアウトカム、これはアウトカムではなくてやはり私もアウトプットだと思いますけれども、そのデジタル化したものをネット上で見ていただくということの利用を促進するということも図る必要があるとすれば、それはいかに利用しやすくするかといった面でのユーザーベースの、ユーザーフレンドリーな提供の仕方になっているかとか、そういったところでの工夫が必要だと思っております。

だから、事業の中に、例えばアメリカとかだと必ず私などが文章を見ていると、ネット上で途中でアンケートが出てくるんです。だから、利用しやすかったとか、何とかということがあるので、そういった仕組みをやはりしていく必要があるだろうと思っております。

それは、若干の工夫で利用促進を図ることができるし、実際に見るとということも必要かもしれませんけれども、実際に公文書の利用促進を図る。知っていただくということが、これは多分UKの会計検査院だったら、いかに利用されているか、利用することができるように工夫されているかということが有効性の観点になると思っておりますので、その点は重要だと思っております。

それで、もしそちらのほうのアクティビティといいますが、そちらにシフトされるのであれば、先ほど上山先生がおっしゃったように、今の場所にある必要があるのかということも将来的には検討課題になってくるかと思っております。その点です。

大臣官房長 上村先生、どうぞ。

上村先生 ありがとうございます。

今のような議論を聞いていて幾つか聞きたいのですが、重要な文書の閲覧をあの場所でさせているわけですが、やはり閲覧回数が多いものと全然ないものと、多分濃淡が

かなりはっきりしているのではないかと思うのですけれども、これはいかがですか。

説明者 確かにそれはございます。

上村先生 だとすると、回数が多いものを都心に置いておいて、回数がないものを思い切って別の場所に保管するということもある程度考えられるんじゃないかと思うんです。これはどう思うかと聞くのはあれなのですが、そうするとある程度コストの削減なり、そういうことが図られるんじゃないかという気がしますけれども、いかがですか。

説明者 確かに、今おっしゃっていただいたような観点から、基本的にはさっき言ったように北の丸の本館、それからつくばに分館があるんですけども、公文書は廃棄というのはほとんどできないという制度になっておりましてどんどん増える一方ですので、また新たな場所をつくったり、あるいはつくば内につくったりしなければいけないということは当然ございますので、その辺で合わせて今おっしゃられたようなことを念頭に置いて検討を進めていきたいと公文書館としては思っております。

大臣官房長 太田先生、どうぞ。

太田先生 アジア歴史資料センターのシステム等は完全に別に運用されているように見受けられるのですが、これは1つにできないものなののでしょうか。

説明者 ただいま、部分統合ということで2つのシステムをどこまで共有化できるかということで検討はしております。それで、結論的に一応部分的には今後、画像配信にかかる機器などは共有化していこうということで今やっております。

太田先生 特に技術的な理由はないので、将来的にはできる限り統合していこうということですか。

説明者 そのとおりでございます。

太田先生 これは、システム関係の支出が比較的大きいように見受けられます。ほかの文書の保存等を除くと、システム関係も比較的1億円を超えるオーダーで2億、3億という調子であるようだと思うのですが、公文書等保存利用経費のほうは1者応札という形になっているよう見えます。これは事業レビューシートの3ページ目ですか。もう少し後ですね。「支出先上位10者リスト」というものです。この辺りは何か事情と、それを増やすような工夫というものはありましようか。システムですので多分、放っておくとどうしても1者が続いてしまうということだと思いますが。

説明者 先生がおっしゃいました調達につきましても、当初最初に条件定義書を私どものほうで外注をして作成をし、それについてまず入札をかける前にいろいろな外部の業者の方に意見を表明していただいて、その意見をできる限り取り込んで入札をかけたわけですが、結果として今の状況としては1者応札になっております。

今後、次期調達に向けてできる限り複数の者で競争ができるように、私どもとしては十分検討してまいりたいと思っております。

太田先生 これは、例年同じ業者さんということでしょうか。

説明者 基本的には複数年契約をやっておりまして、一応5年間の契約になっておりま

すので、次期の調達するときにはいろいろな工夫をしていきたいと思っております。

太田先生 過去の契約も同じ業者さんということですか。

説明者 基本的にそういうことでございます。

太田先生 そうすると、過去の条件定義に非常に慣れていらっしゃるところは当然コストが安くできるはずですので、かなり特殊な条件の定義をやはり公文書ということで作られているのでしょうか。

ごく一般的なシステムであれば、ほかの業者もコスト競争力はあると思うのですが。

説明者 それは、要件定義書をつくる際に当然意見調整などもしておりまして、より客観化する要件定義書づくりということは心がけております。

太田先生 ありがとうございます。

大臣官房長 そろそろ時間ですので、コメントシートへの記入をお願いいたします。

では、南島先生どうぞ。

南島先生 財務諸表のほうですけれども、建替えも何十年後かには考えておられるということでしたが、積み立てのようなものはここには入っていないのでしょうか。すみませんが、よくわかりませんでしたのでお伺いできればと思います。

説明者 特定目的のための積立金はございません。

南島先生 そうしますと、新しく公文書館を移す、建設する場合ですとか、耐震補強などの部分、そういう建物に対する工事とか修繕補修などはどういうふうになるのでしょうか。

説明者 耐震改修工事は22年度～24年度まで行っておりますが、これにつきましては運営費交付金ではなくて施設整備費補助金というものを別途、国のほうからいただいて行っております。

南島先生 それで、新しく例えば移設されるとか、あるいは同じ場所に建てられるという場合の資金は、同じように政府のほうから財源手当てを受けてやることになるということですか。

説明者 基本的には、そういう形になるかと思います。そのときに、施設整備費補助金なのか、運営費交付金なのか。多分、施設整備費補助金だとは思いますが、基本的には国からの支出をいただいて行っていくということになるかと思います。

南島先生 ありがとうございます。

小林先生 1点、いいですか。今のことと関連することですが、行政サービス実施コスト計算書があるじゃないですか。これは国民に対する説明責任ということだと思うんですけども、その中の機会費用の部分ですね。政府出資または地方公共団体出資の機会費用といったところに多分、今の施設を使っていることを民間から借りたとしたらというか、そういう機会費用としてそこに乗っていると思うんですが、この機会費用に対する評価というか、重要性といいますか、意義づけというのはどういうことをお考えかということだけちょっと聞かせていただければと思います。

説明者 いずれにしろ、土地につきましては無償で貸与しておりまして、これを当然のことながら一般的に民間から借り上げれば費用はかかりますので、それもコストとしては認識をしておるということでございます。

小林先生 聞きたいのは、もちろんコストとして認識されて説明していると思うんですけども、別に意地悪なことを聞いているわけではなくて、国民に対する説明責任として、もしこれを自分たちが借りているのであればというようなことじゃないですか。だから、その点のコスト認識というのはどの程度なのかという感じです。

先ほど南島先生がお聞きになったのは、つまりその次の、建てかえるときにどういうふうになるんでしょうかという話じゃないですか。そのときに、また国負担になってくるというようなことですね。だから、その位置づけですね。資本計画みたいなものの組み込み方というんでしょうか、もし国から手当てをされるということでそのようになるんだというふうに普通にお考えといたらあれですが、その点の御認識といたしますか。

説明者 現時点で、その関係の予算について検討しているという状況ではまだないんですけども、基本的には私ども独法ではございますが、公務員型独法として公文書の管理というか、保存、利用というのは広い意味で国の責務という認識をしております。

そういう意味では、うちの方の立場からすれば、コストとしては国のほうにお願いして出していただくというような認識はしております。

小林先生 上山先生からもおっしゃられた、では次もこれは国民の負担になるということになってくると、やはり合理的なといたしますか、効率的なといたしますか、事業運営のためにこういった手法に対する国からの手当てというの、やはり業務の中に組み込んでいかなければいけないというようなことだと思います。

説明者 おっしゃられるように、より効率化等についてはまだ把握はしておりません。

太田先生 非常に他国と比べて効率的に運営をされている。人数でいうと2桁というのは他にはないというお話があったんですが、これは閲覧数のほうはどうなんでしょうか。今すぐ資料というのはありませんか。恐らく、非常にコストのかかっているところは閲覧も非常に多くて、利用度も高いのではないかと思うのですが。

説明者 実は、各国の閲覧数等についてはまだ把握はしておりません。

ただ、やはり各国との比較というのは非常に重要なことだと思っていますので、その辺は調査をして今、言われた閲覧者数等も含めて調査をして比較できるような形にしたいとは思っております。

太田先生 ありがとうございます。

説明者 それでは、取りまとめをさせていただきますので、しばらくお待ちください。

会計課長 それでは、主な意見について御紹介させていただきます。

まず、有料化について再度前向きに検討すべきではないかとか、アジア歴史資料センターとのシステム統合を進めることなどにより、一層の効率化を図る必要がある。あるいは、

閲覧回数が多い資料を選択して東京に置き、他の資料は他の地域へ移転するといったことも検討すべきとか、法律上のミッションはあるにしても公文書館のあり方を部内で検討すべきではないか。あとは、アウトカムを明確にして、アウトカムと発生のための仕組みを検討すべきである。それから、内閣府側の公文書館管理施策についてその役割、責任にフォーカスを当てた説明のあり方を検討すべきといった意見がございました。

石堂先生 御議論ありがとうございました。

評価の結果でございますが、「事業全体の抜本的改善」ということに2名の先生の御意見がございました。また、「事業内容の改善」というほうに4名の先生の御意見がございました。私といたしましては、評価結果としては「事業内容の改善」のほうでいきたいと思えます。

また、取りまとめコメントでございますけれども、今、意見のピックアップがございましたが、法律上のミッションを果たしていくことは必要であるものの、事業収入の拡充、他施設との関係整備等による効率化を含めて、公文書館の今後のあり方の検討が必要と思われるといったところにいたしたいと思えますが、先生方いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

石堂先生 ありがとうございます。

それでは、そういうことにさせていただきます。

大臣官房長 どうもありがとうございました。それでは、今、石堂先生からお話ございましたような形で取りまとめさせていただきます。

それでは、「独立行政法人国立公文書館運営費交付金に必要な経費」の事業レビュー公開プロセスについては終了とさせていただきます。

外部有識者の皆様方には、本日は大変御多忙のところ御出席いただきまして、熱心に御議論いただきまして誠にありがとうございました。

以上で、公開プロセスの全てを終了させていただきます。

ありがとうございました。